

## 固定資産評価証明書(登記用)の無料 交付の廃止に関するお知らせ

大和市と横浜地方法務局大和出張所との間において、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知が電子化されたことに伴い、固定資産評価証明書交付依頼書による無料交付の取扱いは、公衆用道路などの評価額がない土地を除き、令和7年9月30日をもって廃止することとなりました。

令和7年10月1日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準(不動産の価格)につきましては、大和市が発行する有料の固定資産評価証明書又は名寄帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書により確認していただくこととなります。

なお、公衆用道路などの評価額がない土地に限り、従前どおり固定資産評価証明書交付依頼書による無料交付の取扱いが可能です。

また、年度途中で地目が変わった土地などにつきましては、大和市において有料の固定資産評価証明書の取得方法を教示しますので、大和市資産税課(電話 046-260-5238)宛てお問い合わせください。

今後、所有権移転登記等を申請される際には、これまでと同様に大和市が発行します有料の固定資産評価証明書、名寄帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書のいずれか一つのコピーを登記申請書に添付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点は、横浜地方法務局大和出張所(電話 046-261-2645)までお問い合わせください。

令和7年8月8日

横浜地方法務局大和出張所